	一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百七十四条で定めるもの
百七十二の二　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱（令和八年五月二十二日文部科学大臣決定）に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条の二で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十四条の二で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十四条の二で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百七十四条の二で定めるもの
百七十二の三　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱（令和八年四月十五日文部科学大臣決定）に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条の三で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百七十四条の三で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十四条の三で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百七十四条の三で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］

第四条　第二条の表二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十七　略］

十八　健康保険法施行規則第二十四条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被保険者に係る出入国関係情報

ロ　当該届出に係る被保険者に係る在留カード関係情報

十九～二十八　［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの

第四条　［同上］

［一～十七　同上］

［新設］

十八～二十七　［同上］